



ドイツ ビジネスセミナー

主催：KPMGドイツ／ドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）／KPMGジャパン

KPMGドイツ

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

—

2019年5月28日

（KPMG 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所（飯田橋））

Agenda

1 ドイツおよび欧州（Brexit含む）の最新動向

2 ドイツ会社法

3 ドイツ会計

4 ドイツ税務

Appendix - KPMGドイツの紹介



1. ドイツおよび欧州 (Brexit含む) の最新動向

ドイツに関する基礎情報



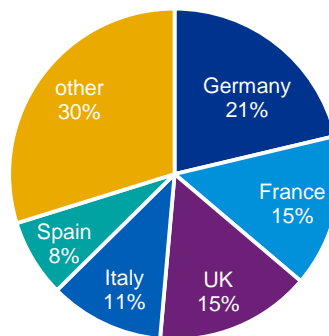
人口 :	8千万人
首都（住民数） :	ベルリン（370万人）
人口平均年齢 :	41歳
人口密度 :	232人/km ²
名目GDP（2018年） :	4兆USドル
通貨 :	ユーロ（€）（EUR）

欧州連合 (EU) – 経済概況

構造改革と財政規律が継続的な成長のための信頼を高めている

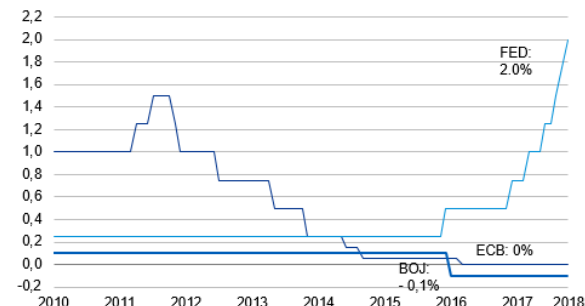
- 28カ国、5億1,180万人の人口を擁する単一の政治経済共同体である。GDP合計は15兆ユーロを超え、世界最大の経済圏の1つである。
- 単一市場で見ると、EU28カ国の取引高は全世界取引高のおよそ6分の1を占める。
- EU安定・成長協定 (SDP) の下で、加盟国は、財政赤字および債務残高を一定の基準以下に保つこと (財政赤字をGDP比3%以内、また政府債務残高をGDP比60%以内) を約束している。
- ユーロ圏では2018年度において、GDP 2.5%の成長率を見込んでいた。2017年度の成長率は2.4%であり、経済規模における主要5ヶ国 (ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン) の成長が貢献している。

欧州連合加盟国 国内総生産 (GDP) シェア (100% = 15.3兆ユーロ)



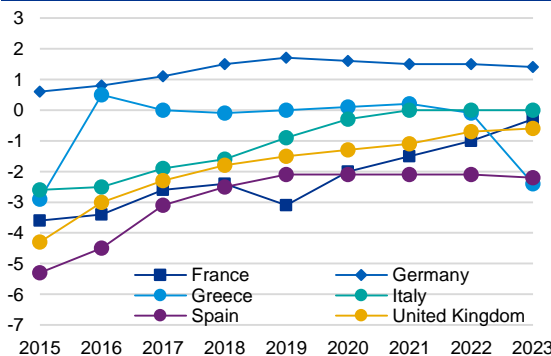
Source : Eurostat, 2018

欧州中央銀行利率 (単位 : %)



Source : ECB, FED, BOJ, 2017

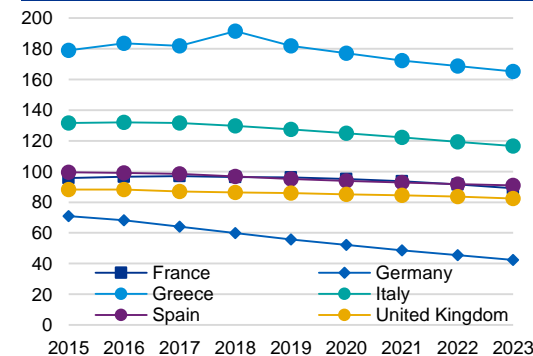
財政収支 / GDP (単位 : %)



Source : IMF 2018

Estimates (April 2018)

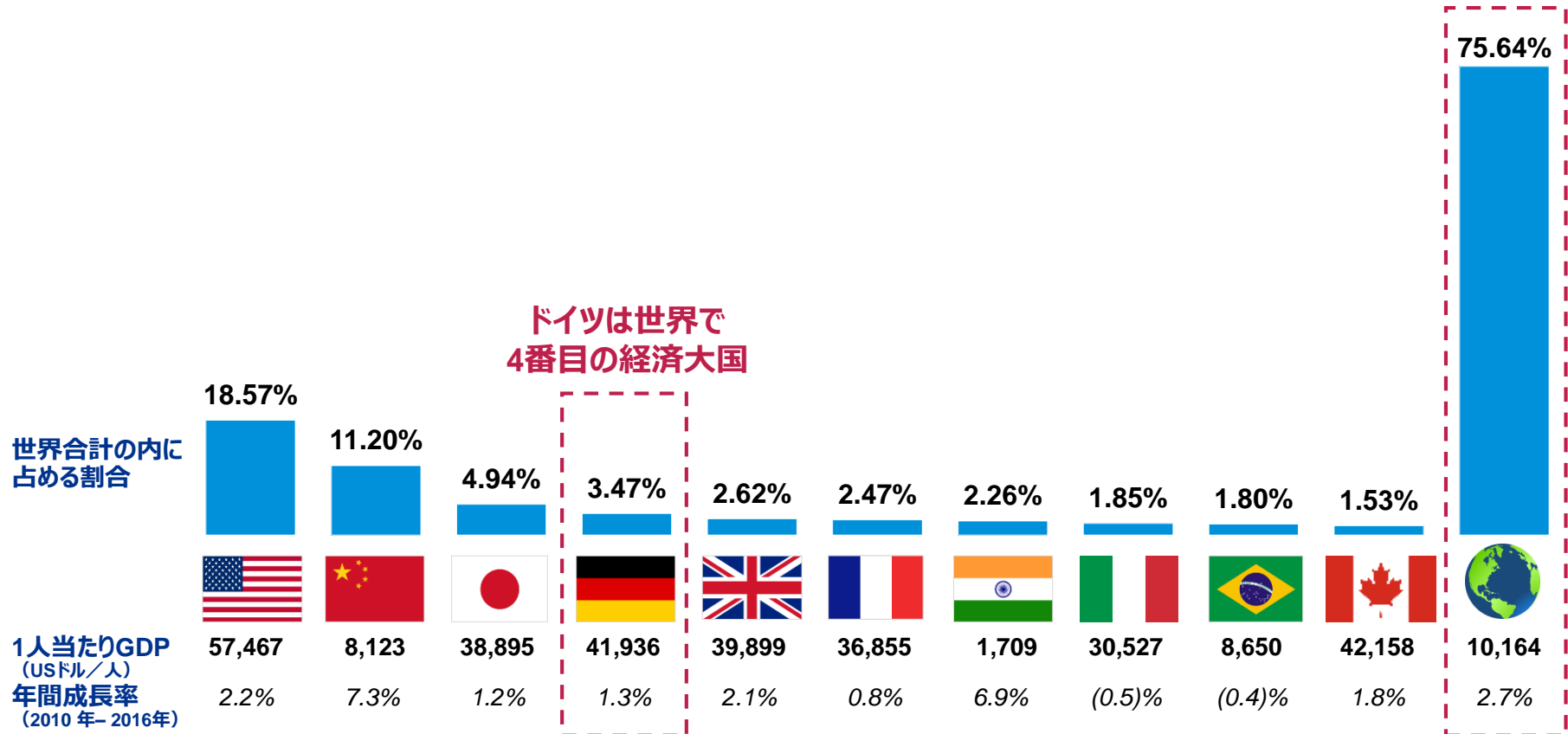
政府負債 / GDP (単位 : %)



Source : IMF 2018

Estimates (April 2018)

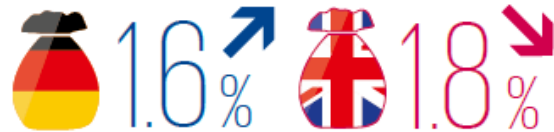
世界経済におけるドイツ



Source : Oxford Economics.

ドイツの経済状況

2019年2月 インフレ率



Source : Statista 2019 / Office for National Statistics 03/2019

為替 EUR / USD



Source : ECB, 04/03/2019

為替 EUR / GBP



Source : ECB, 04/04/2019

2018年 ドイツ⇄イギリス間の貿易



Source : Statista 2019

2019年国内総生産 予想成長率



Source : EU, 03/2019

2018年 国内総生産



Source : Statista 2019

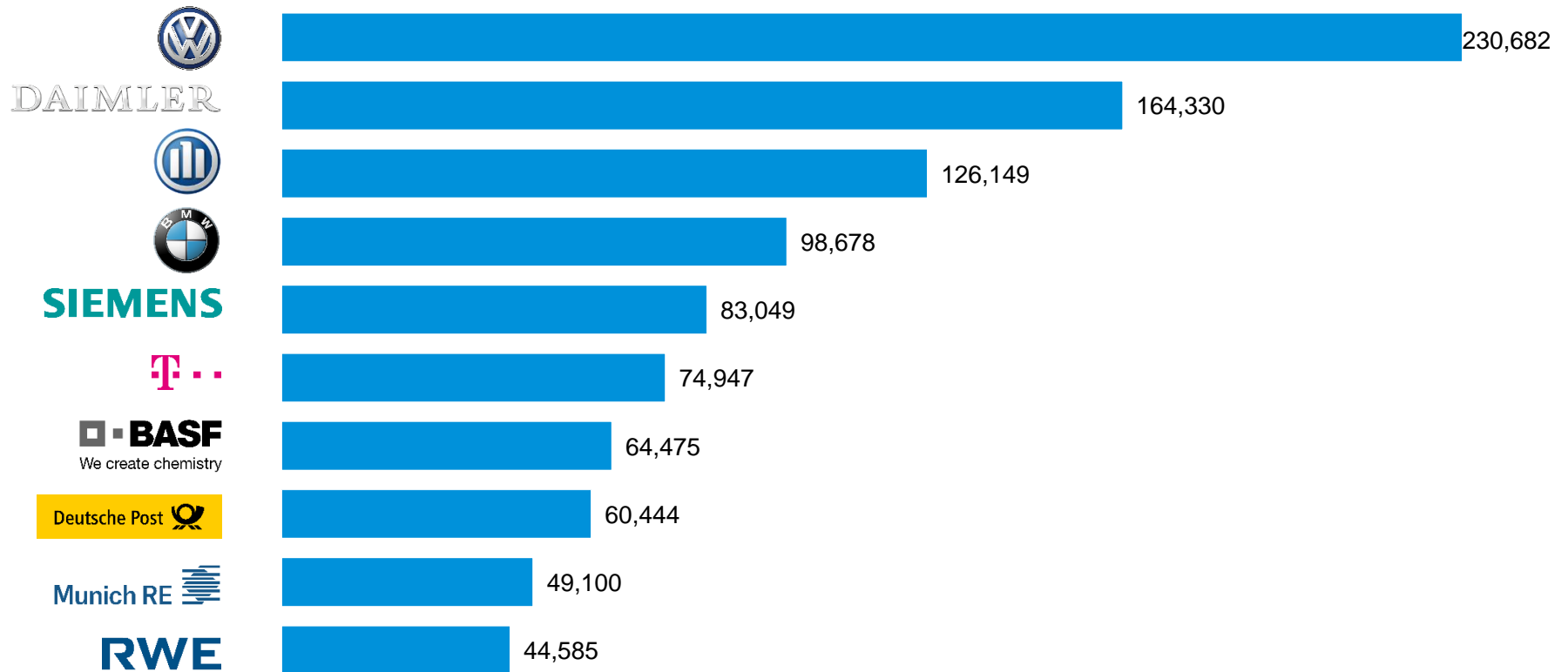
2019年2月失業率



Source : Statistisches Bundesamt, 03/2019, Office for National Statistics 03/2019

ドイツ株価指数 (DAX 30)

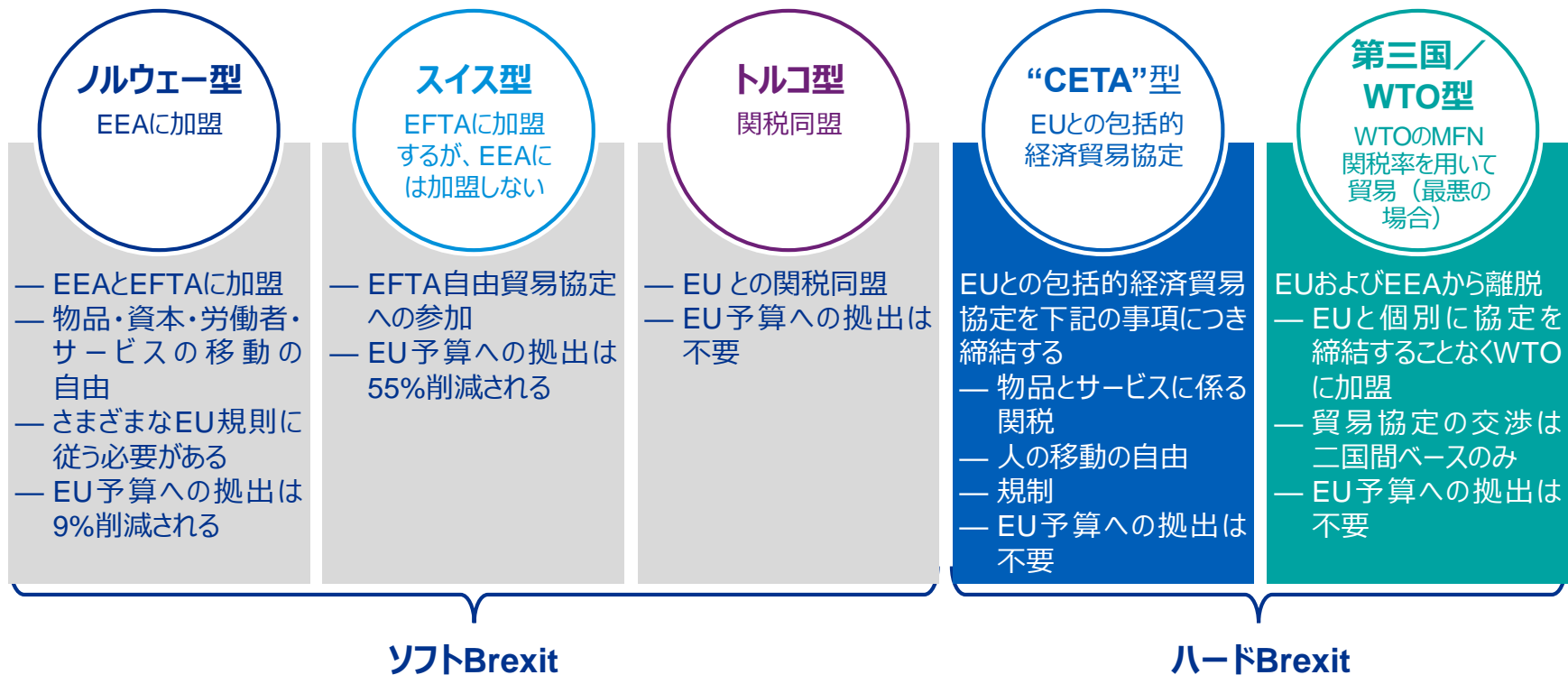
2017年ドイツ株価指数における売上高トップ10企業 (単位: 100万ユーロ)



 The DAX はブルーチップ市場指数 (日本でいう日経平均株価指数に相当するもの) であり、フランクフルト証券市場に上場しているドイツ主力30企業から成る。

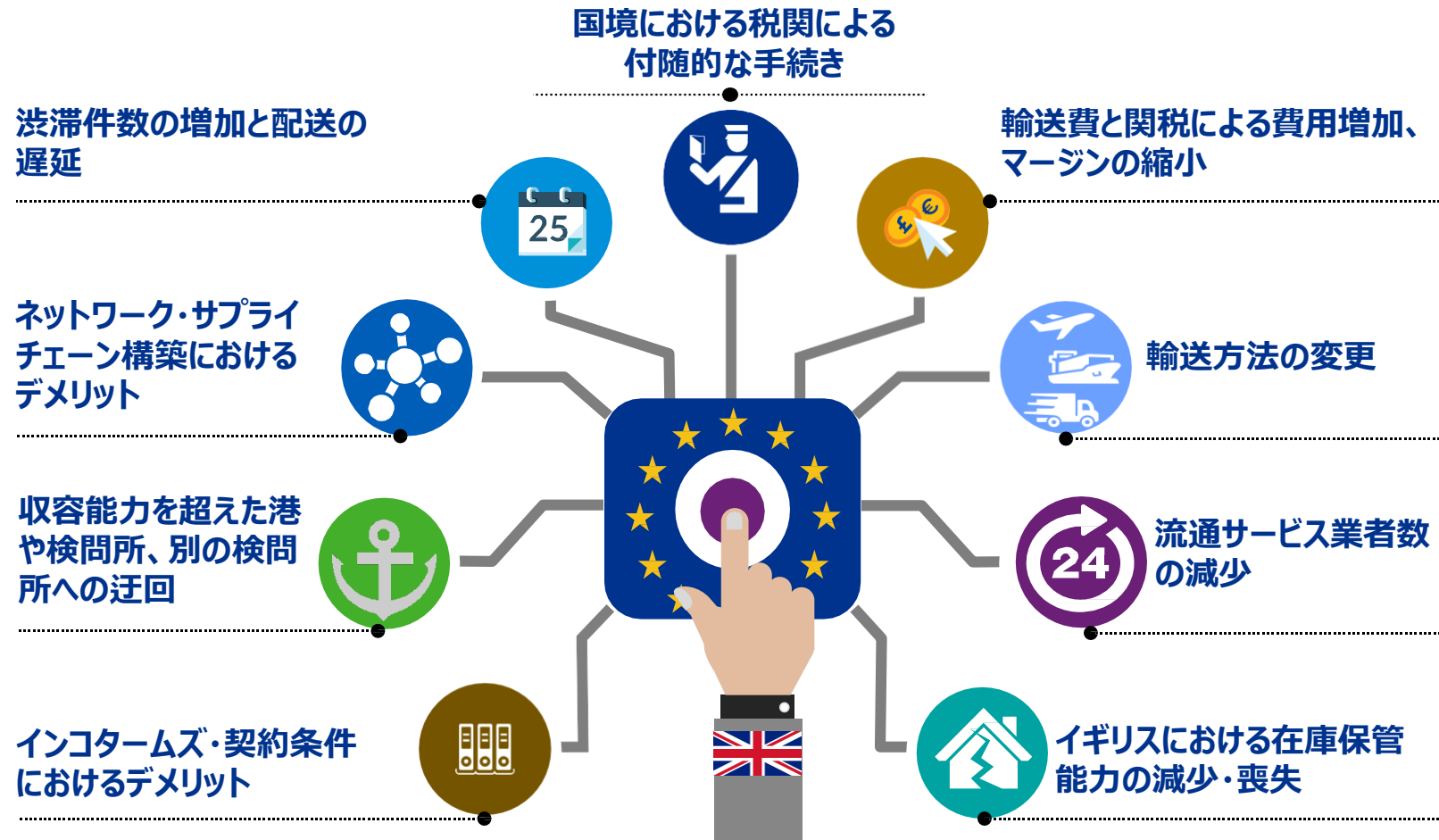
“Brexit” - 英国のEU離脱（EU離脱時の想定オプション）

英国は、EU離脱の方法を模索しなければならない...



依然として、英国の離脱戦略の結末がどうなるかは、予測が困難な状態である

ハードBrexitがサプライチェーンに及ぼす重大な影響例



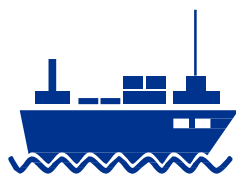
イギリス物流業界の現状



イギリス物流業界 の現状と進展



製造業の企業は、生産中断を避けるために航空便による輸送手段を前倒して確保（予約）しており、すでに高額の航空輸送費がさらに上昇しつつある。



輸送業者は、税関と輸送時間の関係を考慮し、陸から海へ輸送手段を切り替えている。港は収容能力一杯になりつつあるため、輸送船を他の港に迂回させる結果となっている。



イギリス企業は、既存倉庫に予備在庫を積み増して保有し、さらに追加で倉庫を賃貸してスペースを確保している。空き収容能力のある倉庫は、すでに少なくなっている。



イギリスおよび近隣諸国は、インフラのテストおよび国境検問所のスタッフを雇用をすでに開始している。

イギリス物流業界の負荷はキャパシティ限界に達する



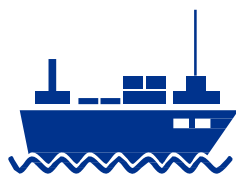
Brexit の影響は、物流業界にとって深刻であり、すでにキャパシティは切迫している。



すべての物流において配送時間が延び、深刻な事態になると予想される。負荷を軽減するための手段は限られている。



製造業の企業は、生産中断を避けるために航空便による輸送手段を前倒して確保（予約）しており、すでに高額な航空輸送費がさらに上昇しつつある。



輸送業者は、税関と輸送時間の関係を考慮し、陸から海へ輸送手段を切り替えている。港は収容能力一杯になりつつあるため、輸送船を他の港に迂回させる結果となっている。

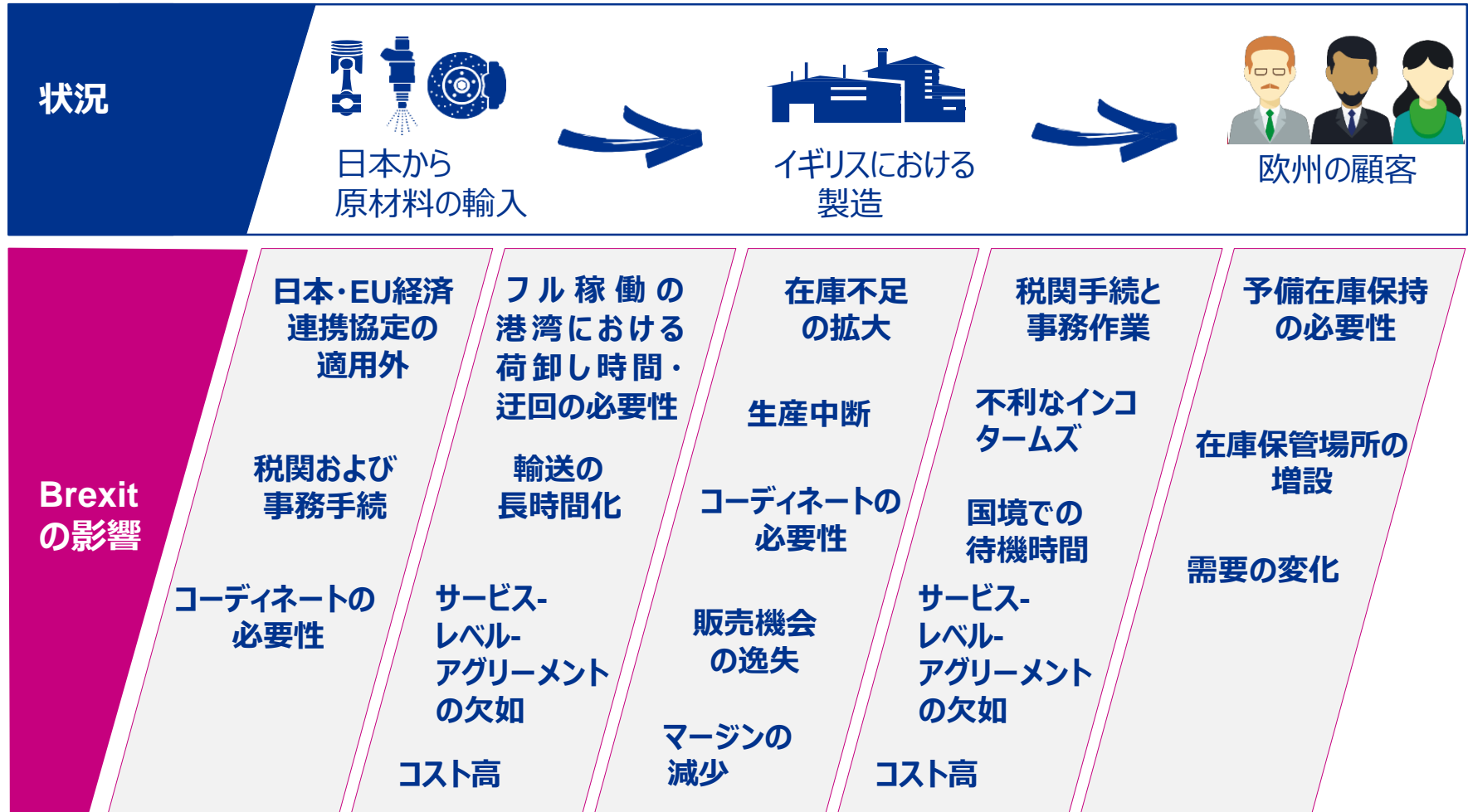


イギリス企業は、既存倉庫に予備在庫を積み増して保有し、さらに追加で倉庫を賃貸してスペースを確保している。空き収容能力のある倉庫は、すでに少なくなっている。

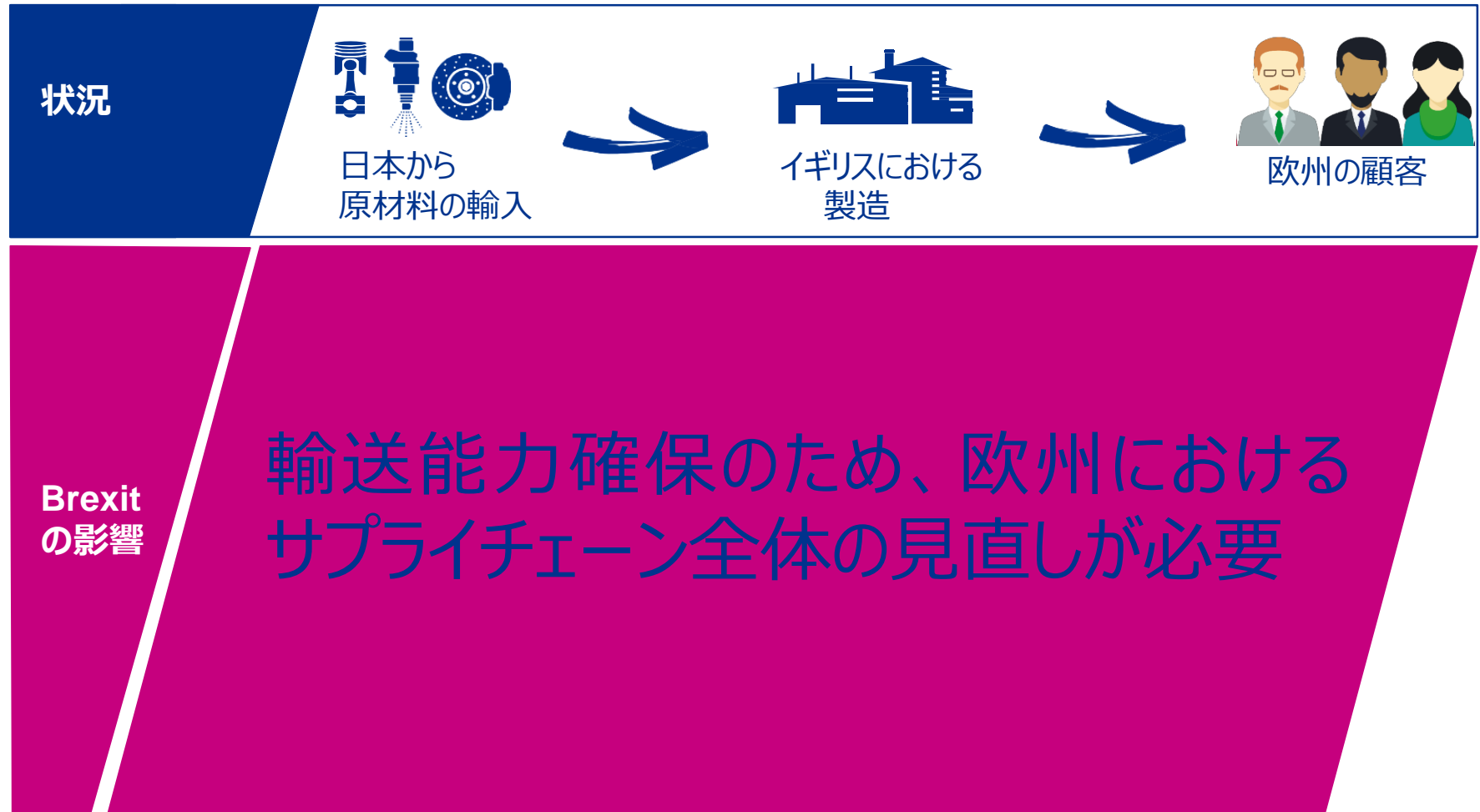


イギリスおよび近隣諸国は、インフラのテストおよび国境検問所のスタッフを雇用をすでに開始している。

事例：欧州への入り口としてのイギリス



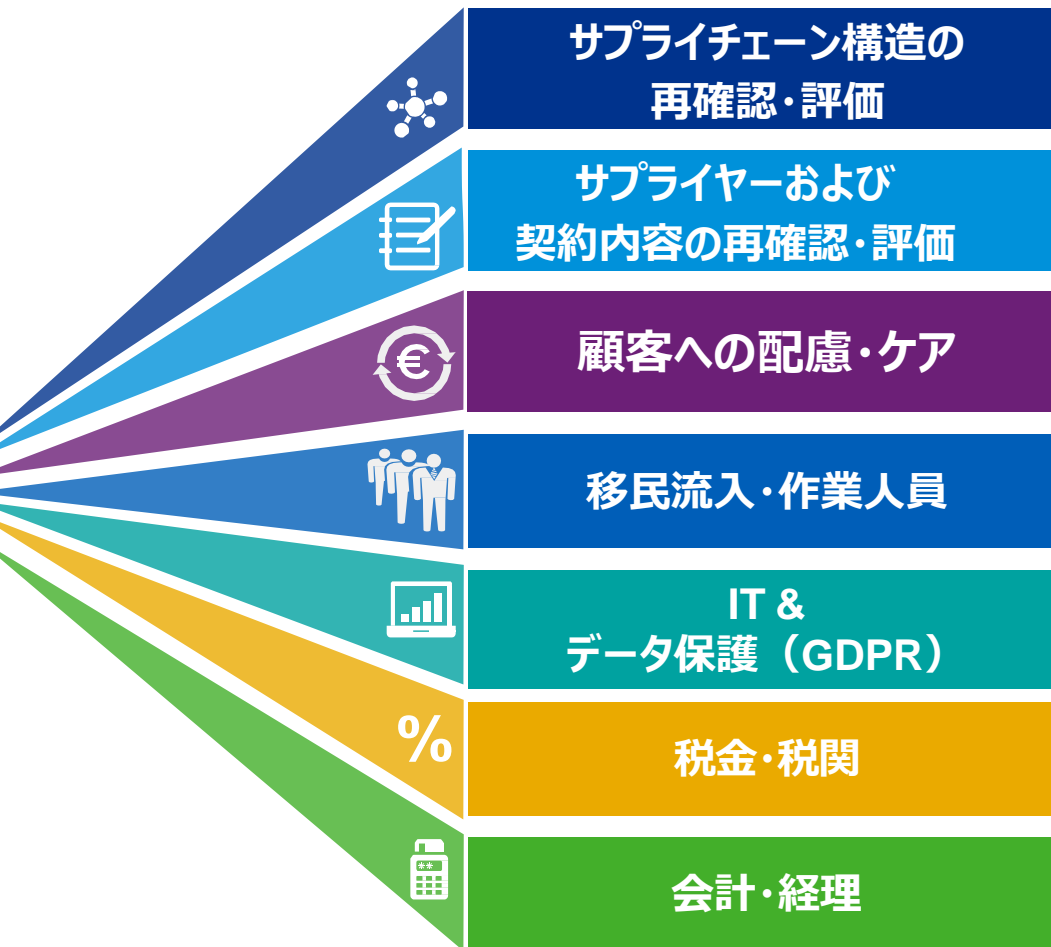
事例：欧州への入り口としてのイギリス



Brexitへの事前準備

Brexit = 高い不確実性

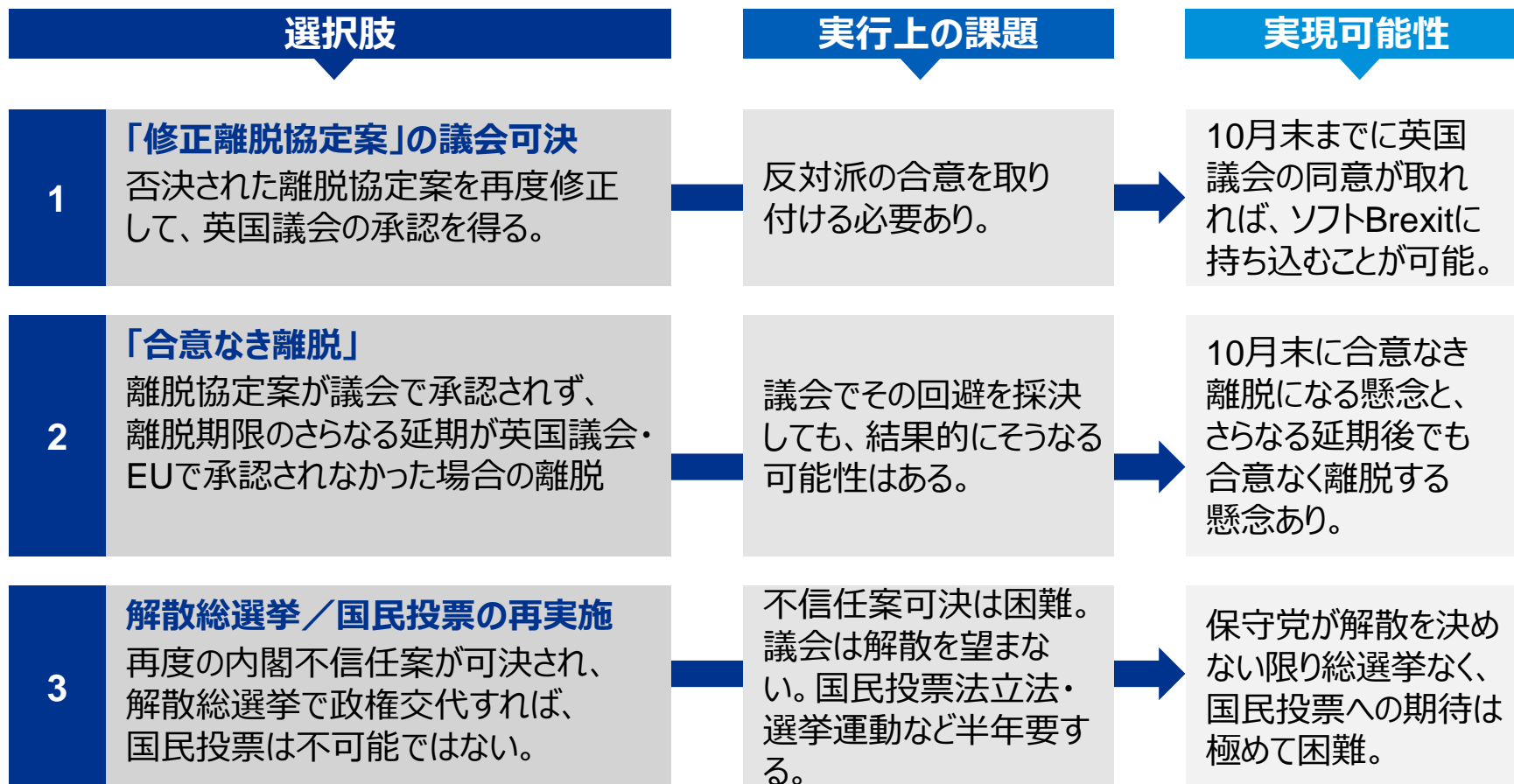
結果はまだ見えない。
「事態に備えておく」ことが
今できる最善策。



Brexitの行く末

英国に残された（理論上）可能性のある選択肢

（メイ首相は、2019年6月7日付での保守党党首辞任を表明）





2. ドイツ会社法

有限会社（GmbH）と株式会社（AG）の比較

	有限会社（GmbH）	株式会社（AG）
最低資本金	25,000ユーロ	50,000ユーロ
持分・株式の譲渡	公証人手続きを介して	原則的に自由売買
最高意思決定機関	出資者総会	株主総会
経営機関	取締役（最低1名）	取締役 （最低1名、資本金3百万ユーロ超は最低2名）
経営監督機関	監査役会（従業員500名超の場合のみ）	監査役会（最低3名）
経営執行機関の権限	委託された経営権	本源的経営権

Overview

- ドイツにおいては中小企業のほとんどの会社が有限会社形態を取っており、また世界的な大企業の中にも当該有限会社形態を採用したままの会社がある。
- 過去より上場会社が少なかったこと、および株式会社と比べて設立手続き等が簡素化されていることが有限会社が一般的な会社形態になっている要因である。
- 主な違いとしては、出資持分／株式の譲渡制限と監査役会の設置義務である。また、有限会社の取締役の権限は、出資者から委託された経営権のみもつとされているため、有限会社においては、出資者が直接的に経営的指示を出すことが可能とされ、親会社による子会社管理が株式会社よりも容易である。

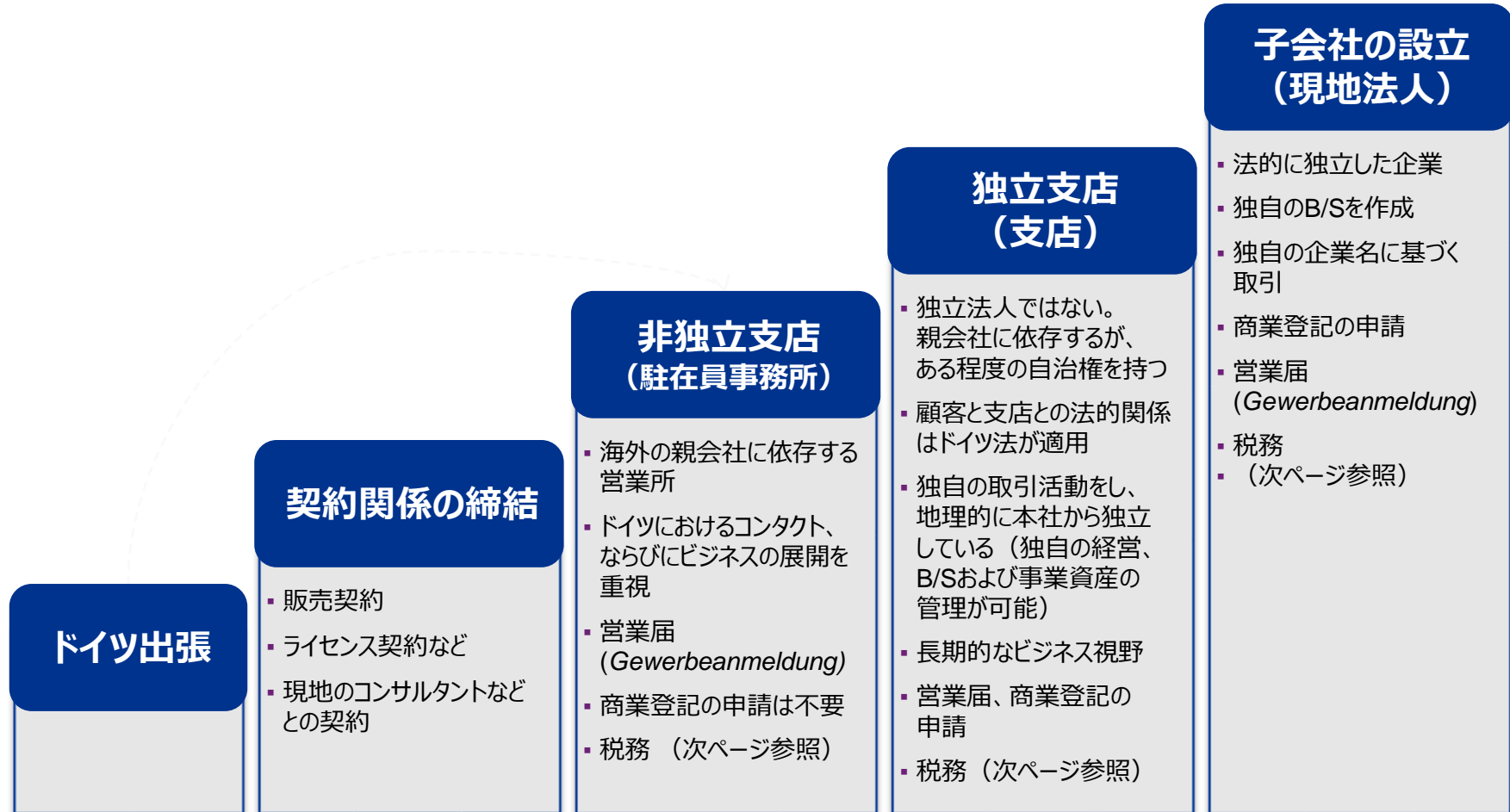
有限会社（GmbH）と株式会社（AG）の比較



Overview

- 有限会社には取締役会の設置は規定されていない。
- 取締役が2名以上選任されている場合は、定款または出資者総会で明確にしない限り、当該取締役は「共同代表権」を有することになり、2名以上の意思決定により代表権が有効となる。
- 取締役に「単独代表権」を与えた場合、当該取締役1名の権限によって代表権が執行される。
- 取締役は、「資本金の半額損失」、「債務超過」の場合など、対応義務と責任が課されている。

ドイツ拠点拡大のステップ (1/2)



ドイツ拠点拡大のステップ (2/2)

会社法上の形態	税法上の形態	税務上の主な特徴	税務上の主な取扱い
子会社の設立	子会社 (有限会社等)	<ul style="list-style-type: none"> • 個別の法的組織体 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立した課税対象 • 無制限にドイツの税債務を負担する（全世界所得が課税対象となる） • 法人税、営業税、VATおよび賃金税への登録が必要
支店 (独立／非独立)	恒久的施設 (PE)	<ul style="list-style-type: none"> • 国外事業体の業務を提供するビジネス上の拠点 • 個別の法的組織体には該当しない • 本社からの一定水準の独立性 	<ul style="list-style-type: none"> • 限定的にドイツの税金を負担する（ドイツで発生した所得が課税対象となる） • 支店の機能や負担されるリスクを勘案の上、支店の貢献が認められる所得に関しては課税対象となる • 法人税、営業税、VATおよび賃金税への登録が必要
	駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 恒久的施設に該当しない • 契約を締結できる権限を有さない • 基本的にマーケティング活動やその他商取引に関連しない活動を行うことを目的として設置される • 限定的かつ補助的な活動しかできない 	<ul style="list-style-type: none"> • ドイツでの税負担はないが、必要に応じてVATおよび賃金税の登録が必要となる
契約関係	契約関係	<ul style="list-style-type: none"> • 代理店契約、ライセンス契約等 	<ul style="list-style-type: none"> • 非居住者による支払いがなされる場合には源泉税に関して留意が必要（ロイヤルティの支払い等）；租税条約、ドイツ税制において（内容によって）免除規定がある • 源泉税は基本的に日本で控除対象となる
出張	出張		<ul style="list-style-type: none"> • 基本的にドイツにおける企業税制に基づく税負担は発生しない



3.ドイツ会計

会社区分と会計監査

	小会社	中会社	大会社
総資産	6,000千ユーロ以下	20,000千ユーロ以下	20,000千ユーロ超
売上高	12,000千ユーロ以下	40,000千ユーロ以下	40,000千ユーロ超
従業員数	50人以下	250人以下	250人超

Note

- 総資産は決算日の金額
- 従業員数は決算日に関係なく、3月、6月、9月、12月の各月末の従業員数の平均を採用する。

(参考)	1ユーロ = 125 円
総資産：	6,000千ユーロ = 750 百万円
売上高：	12,000千ユーロ = 1,500 百万円

中会社と大会社は会計監査を受けなければならない。

Overview

- 会社の規模は、売上高、総資産、従業員数の3つの基準値により小会社、中会社、大会社の3段階に区別される。
- 上記3基準値のうち、2基準以上の条件を、2事業年度連続して満たした場合に、その連続した2事業年度の2年目より該当する小、中、大会社の区分に変更される。
- 中会社と大会社の決算書類については、公認会計士または会計事務所の会計監査を受ける義務が負わされている（該当した年度の決算書から監査が必要、一度会計監査が必要になると2年は基本的に継続される）。

決算スケジュールと財務諸表

	小会社	中会社	大会社		
作成・開示義務	貸借対照表	簡略	詳細 (開示は簡略可)	詳細	状況報告書は日本の事業報告書に該当するものであるが、ドイツでは当該状況報告書も監査対象となっている。 (中会社、大会社のみ)
	損益計算書	簡略 (開示不要)	簡略	詳細	
	注記	簡略	やや簡略	詳細	
	状況報告書 Management Report	不要	必要	必要	中会社と大会社は決算日から3か月以内に財務諸表を作成し、会計監査人に提出する必要がある。
	作成期限	6か月以内	3か月以内	3か月以内	
	開示期限・方法	12か月以内に電子連邦官報にて開示			
会計監査	不要	8か月以内	8か月以内	中会社と大会社は決算日から8か月以内に監査報告書を受領し、出資者総会を開催して決算書の承認および利益処分を決議してもらう必要がある。	
決算書類の承認	11か月以内	8か月以内	8か月以内		

- 決算書はドイツ語での作成が義務。
- 取締役が複数存在する場合、全員が決算書に署名しなくてはならない。
- 電子提出された決算書類は、Webサイトwww.unternehmensregister.deから誰でも閲覧可能。
- 決算書の開示義務を遵守（12か月以内の開示）しない場合には、ペナルティが課される。

連結財務諸表作成の要否とIFRS

連結財務諸表作成義務 基準値

	単純合算ベース	連結ベース
総資産	24,000千ユーロ超	20,000千ユーロ超
売上高	48,000千ユーロ超	40,000千ユーロ超
従業員数	250人超	250人超

(参考) 1ユーロ = 125 円
 総資産: 20,000千ユーロ = 2,500 百万円
 売上高: 40,000千ユーロ = 5,000 百万円

IFRSの適用状況

	上場会社	非上場会社
連結財務諸表	IFRSが強制適用	IFRSとドイツ基準の 選択適用
単体財務諸表	ドイツ基準 (開示はIFRSで 作成したFSでもよい)	ドイツ基準

Note

- 上記の基準値に該当した場合、決算日から5ヵ月以内に連結決算書を作成しなければならない。
- 連結決算書はBS・PL・注記に加え、「連結キャッシュ・フロー計算書」および「連結資本状況報告書」の作成も義務付けられている。
- 当該連結決算書は、個別決算書と同様に会計監査を受け、開示しなければならない。

連結決算書作成免除規定について



日本企業の在ドイツ子会社において、日本企業の連結財務諸表に当該在ドイツ子会社が含まれている場合、当該親会社の連結決算書および連結状況報告書ならびに監査報告書のドイツ語訳版をドイツで開示している場合には、当該ドイツの会社はドイツにおける連結決算書の作成義務から免除される。
 (ただし、その旨の注記や、記載事項の充足等の確認は必要)

償却については税法基準がベース

	償却方法	耐用年数
ドイツ会計基準	定額法、定率法 実務的には税法基準に基づくのが一般的（定額法）	経済的耐用年数（税務耐用年数容認）
ドイツ税務基準	<ul style="list-style-type: none"> 原則定額法、一部時限措置として定率法が認められていた コンポーネントアカウントリングは認められていない 	税務耐用年数
日本基準	定額法、定率法等 税務基準の影響を強く受ける	経済的耐用年数 ただし、一般的に実務的には税務耐用年数使用
IFRS	一般的には定額法	経済的耐用年数

Note

<リース会計>

ドイツ会計基準には、IFRS第16号のようなリース新会計基準は存在しない。

そのため、ドイツ法定決算書には、リース使用权（資産）及びリース債務（負債）は計上されない。

少額資産処理のベースは税法基準

	少額資産
ドイツ会計基準	税務基準準拠が一般的
ドイツ税務基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 250ユーロ未満 営業費用処理または耐用年数にわたって個別減価償却 ■ 250ユーロ以上800ユーロまで 一括償却または資産グループごとの減価償却 (pool depreciation) ないしは、耐用年数にわたって個別減価償却 ■ 250ユーロ以上1,000ユーロまで 資産グループごとの減価償却または耐用年数にわたって個別減価償却 ■ 1,000ユーロ超 耐用年数にわたって個別減価償却
日本基準	<p>税務基準に基づくのが一般的</p> <p>10万円未満：費用処理</p> <p>10万円以上20万円未満：一括償却資産として3年均等償却</p>
IFRS	親会社方針による

減損損失の戻入れ可、資産除去債務相当額は一括費用計上

	減損	解体撤去等に係る 法的資産除去債務
ドイツ会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 割引後CFにより判定 戻入れ規定あり 	詳細規定なく、通常負債性引当金として処理
ドイツ税務基準	税務上、長期的価値の下落が客観的に認められない限り通常は加算処理	税務上は未実現損失として通常、加算処理
日本基準	<ul style="list-style-type: none"> 割引前CFにより判定 減損損失の事後的な戻入れは不可 	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産取得時もしくは除去債務の事実が発生した時点で負債として計上するとともに有形固定資産の取得価額に含める 減価償却を通じて耐用年数にわたって費用処理
IFRS	<ul style="list-style-type: none"> 割引後CFにより判定 戻入れ規定あり 	日本基準に類似

長期の引当金について割引計算が求められる

	割引計算	割引率
ドイツ会計基準	1年超の長期の引当金については割引計算が必要	ドイツ連邦銀行が公表している 平均市場利子率
ドイツ税務基準	1年超の負債で利子が考慮されていないものについては割引計算を行う必要あり (例外) 書類保管引当金	5.5%と定められている
日本基準	退職給付引当金等の特殊なケースを除き、割引計算は求められていない	—
IFRS	貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、割引現在価値をもって引当金計上	割引計算が重要な場合は企業に適用される利子率にて割引計算

貸倒引当金（直接控除）、有給休暇引当金の存在

	一括貸倒引当金	有給休暇引当金
ドイツ会計基準	原則は貸倒実績率に基づく (表示) 直接控除	<ul style="list-style-type: none"> • 法的債務として引当計上される • 計算に利用されるパラメータは税務と一部異なる
ドイツ税務基準	<ul style="list-style-type: none"> • 原則は実績率ベース • 通常1%の引当率が税務上の損金算入が認められている 	計算方式が会計と一部異なる (ex. 実際の有給残日数の利用、賃金上昇率は用いない)
日本基準	一般債権については過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積額を算定する (表示) 間接控除	実務慣行はない
IFRS	日本基準と類似 ただし、IFRS9号により、将来予想される損失の見積もりが必要 (表示) 直接控除	引当計上が必要とされる

長期債権債務に係る為替差益は認識されない

	金銭債権債務の期末為替換算
ドイツ会計基準	1年以内に決済される外貨建て債権債務はすべて決算時の為替相場にて換算替えを行うが、 1年超の長期債権債務は為替差損になる場合のみ換算替えを行う
ドイツ税務基準	換算替えを行うためには、長期的（一般的には決算書作成時点まで）に期末時点の時価がトレンドとして継続している場合、為替差損の認識が可能（選択権）
日本基準	短期・長期の外貨建て債権債務は決算時の為替相場にて為替換算し、差額は為替差益もしくは為替差損として損益計上
IFRS	日本基準と同様

繰延税金資産の計上は任意

税効果・繰延税金資産	
ドイツ会計基準	繰延税金資産の計上は任意。一方、繰延税金負債の計上は必須。 ただし、小規模会社は対象外
日本基準	税効果会計は必須 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する詳細な実務指針あり
IFRS	日本基準と同様、税効果会計は必須

	税務		税効果適用しない 会計		税効果適用する 会計	
	第1期	第2期	第1期	第2期	第1期	第2期
税前利益	100	150	100	150	100	150
一時差異加算	40					
一時差異減算		-40				
課税所得	140	110				
税額 (30%)	42	33	42	33	42	33
		法人税等調整額				
		税金費用計	42	33	30	45
		税引後利益	58	117	70	105
		税金費用/税前利益	42%	22%	30%	30%

IFRSとは異なり規則的な償却を実施する

	のれん（営業権）の償却	負ののれん
ドイツ会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 定額法その他の合理的な方法により見積経済耐用年数（不明な場合は10年）にて償却 減損の兆候あれば減損対象となる 	負ののれんは負債として認識 発生原因（将来の損失）の実現に応じて取り崩しを行う
ドイツ税務基準	営業権は原則15年で償却	—
日本基準	<ul style="list-style-type: none"> 定額法その他の合理的な方法により20年以内に償却 減損の兆候があれば減損対象となる 	識別可能資産負債への配分をしてもなお負ののれんが生じる場合は発生時に収益認識する場合がある
IFRS	償却は行わない その代わりに每期必ず減損テストを行う	負ののれんは発生時に収益認識

後入先出法が認められている

	評価方法	評価減
ドイツ会計基準	個別法、平均法、先入先出法、 後入先出法	期末日の時価（再調達価額もしくは正味実現価額）が帳簿価額より低ければ評価減を行う。長期滞留は理由となる
ドイツ税務基準	平均法、後入先出法、例外的に先入先出法も可	市場価格が長期的に下落した状態であることの立証必要。長期滞留だけでは理由とならない
日本基準	個別法、平均法、先入先出法、（売価還元法）	期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に評価減を行う
IFRS	日本基準と類似	日本基準と類似

一般事業会社の場合、含み損のみ認識する

	有価証券	デリバティブ
ドイツ会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 1年基準に従って固定資産または流動資産として計上される 短期投資 – 低価法により含み損のみ認識（含み益は認識しない、ただし金融機関は除く） 長期投資 – 時価評価はしない。ただし減損あり 	期末時価評価時は含み損のみ認識。含み益は認識しない
ドイツ税務基準	長期的観点（決算書作成時点まで）から価値下落の証明必要	左に同じ
日本基準	時価評価するが通常（減損時以外）、損益にインパクトはなく、その他有価証券についてその差額は純資産の部のその他包括利益に計上	原則、時価評価。含み益も認識する
IFRS	異なる定めもあるが、基本的には日本基準と類似	日本基準と類似

長期請負工事には工事完成基準を適用

	認識基準	長期請負工事	売上割引の処理
ドイツ会計基準	実現主義 一般的には出荷 / 検収基準	原則完成基準	売上高から控除
日本基準	実現主義 一般的には出荷基準	工事進行基準 / 工事完成基準	営業外費用
IFRS	5ステップアプローチに基づいて収益認識の単位を識別、認識する (IFRS15)	一定の要件を満たした場合、工事の進捗に応じて収益認識	売上高から控除

- 売上割引：早期決済に伴う金利相当
売上値引：どの基準においても売上高から控除
- 売上高の定義の一部変更（2016年ドイツ商法改正：BilRUG）
売上は通常の営業との関連性がなくとも、例えば社宅に係る賃貸収入や従業員に対する販売収入、廃棄対象品の売却等が売上高を構成することとなる。



4.ドイツ税務

ドイツ主要税制

法人税実効税率		30.00% (注1)
連結納税制度		あり (注2)
配当課税		95%免税
株式譲渡損益課税		95%免税
持株割合要件		配当：10% (注3)
		株式譲渡損益：なし
保有期間要件		なし
配当源泉税率	国内法	26.375% (注4)
	日本との租税条約	0% (注5)
	EU域内	0% (注6)
利子源泉税率	国内法	0%
	日本との租税条約	0%
	EU域内	0%
使用料源泉税率	国内法	15.83%
	日本との租税条約	0% (注5)
	EU域内	0% (注7)
支払利息の損金算入制限規定		過大支払利子税制 営業税計算において利息額の25%を損金不算入
売上税標準税率 (軽減税率)		19% (7%)

(注1) 法人税率の算定結果は、営業収益税（地方税）率に応じ大きく変動するが、本表では営業収益税の税率に全国平均の税率を用いた結果を掲記している。

(注2) 親子法人間で5年以上の損益移転契約が必要。

(注3) 最低持分要件10%は事業年度開始時において充足されている必要がある。

(注4) 10%以上の持分を有する株主に対する配当金は95%が当該税率の非課税取引とし得る。

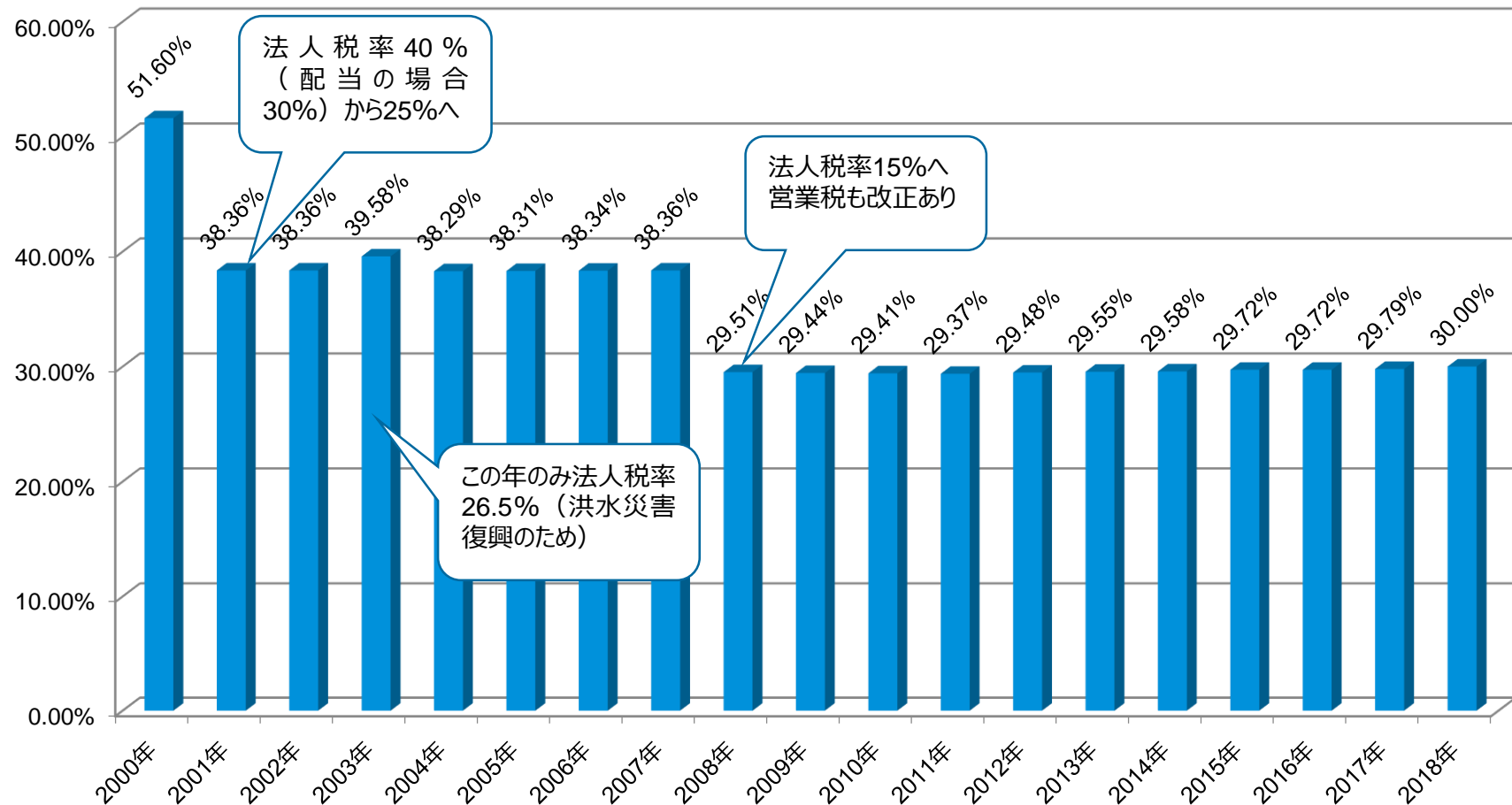
(注5) 2017年1月1日から適用された新日独租税条約の取扱における税率。

(注6) ポートフォリオ投資に係る配当（事業年度開始時において10%未満持分）については、配当課税および配当源泉税の課税対象。

(注7) 25%以上の最低持分要件あり。

法人課税の概要

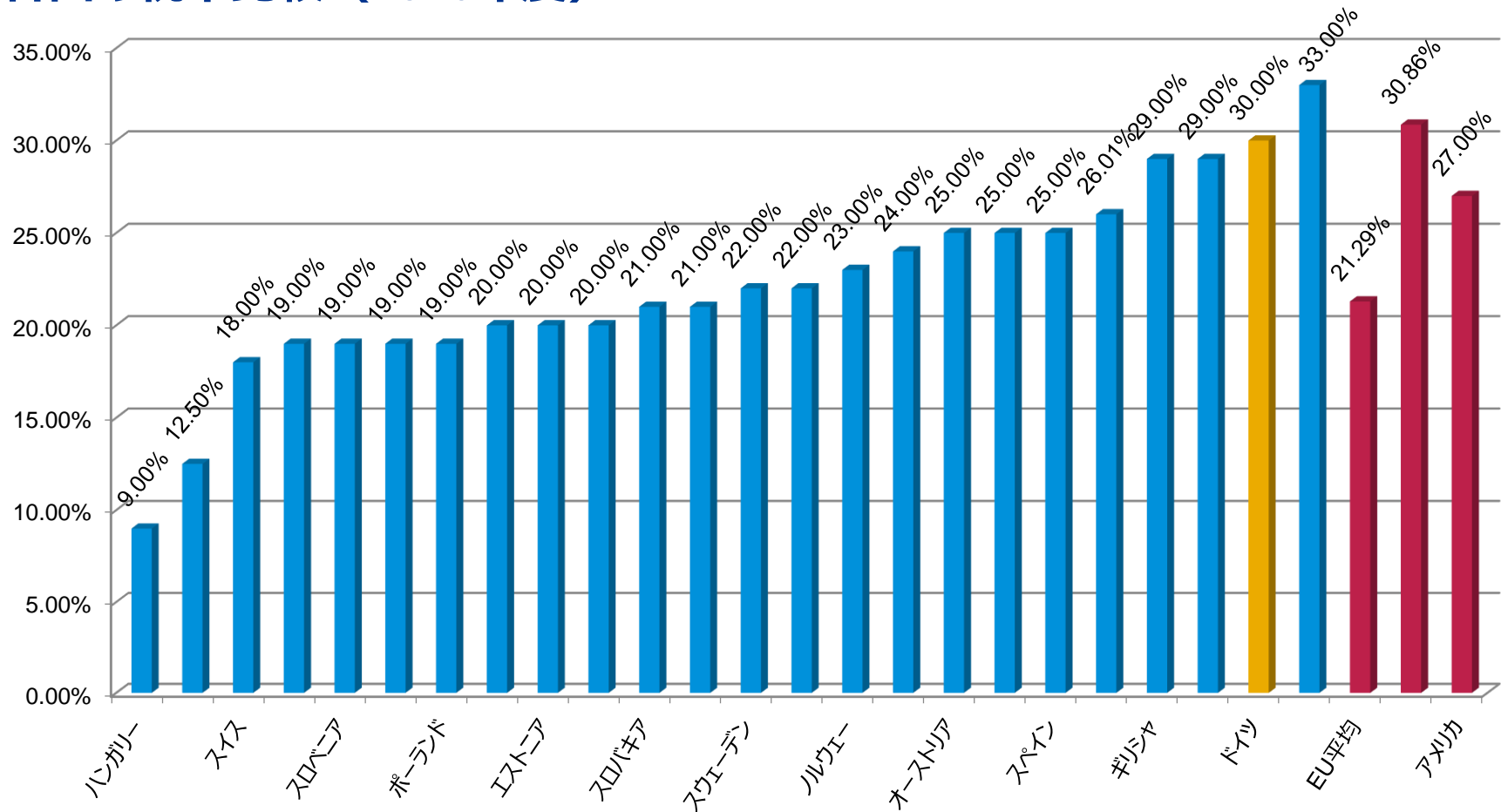
近年の法人課税率の変動（平均値）



<https://home.kpmg/xx/en/home/services/tax/tax-tools-and-resources/tax-rates-online/corporate-tax-rates-table.html>

法人課税の概要

各国の税率比較 (2018年度)



<https://home.kpmg/xx/en/home/services/tax/tax-tools-and-resources/tax-rates-online/corporate-tax-rates-table.html>

法人課税の概要

法人課税の対象となる租税とその計算

租税	税率	課税ベース
法人税 (Körperschaftsteuer : KSt)	15%	商法会計、税務会計の利益をベースに所得税法、法人税法に基づく調整を行った法人税法上の課税対象所得
連帯付加税 (Solidaritätzuschlag : SolZ)	5.5%	収益税額（所得税、法人税）自体が課税ベースとなる
営業税 (Gewerbesteuer : GewSt)	3.5% × 各地方自治体の定める乗率	法人税の課税所得に、さらに営業税法上の加減項目を考慮した営業税法上の課税対象所得

課税対象所得			100.00
法人税 (Körperschaftsteuer : KSt)	100.00 x 15%	15.00	
連帯付加税 (Solidaritätzuschlag : SolZ)	15.00 x 5.5%	0.83	
営業税 (Gewerbesteuer : GewSt)	100.00 x 3.5% x 450%*	15.75	
税金合計		31.58	-31.58
税引後利益			68.42

* 地方自治体の乗率を450%と仮定
3.5% x 450% = 15.75%

法人課税の概要

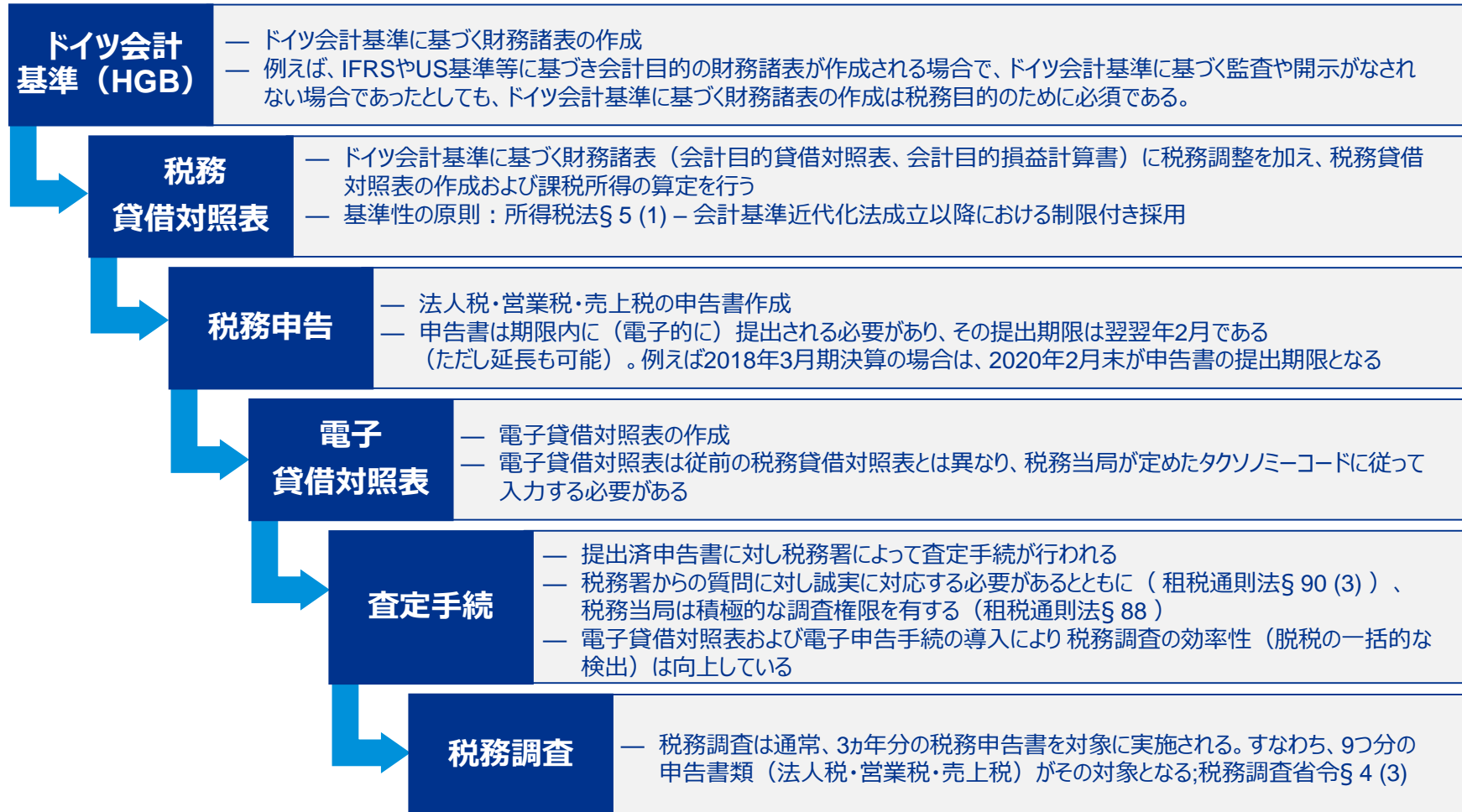
営業税の乗率

▶ 営業税の税率は基本税率3.5%と地方自治体ごとの乗率で決まる

都市名	人口(千人)	2018年の乗率(%)	2018年度の実効税率(%)
Berlin	3,592	410	14.35
Bremen	566	470	16.45
Dortmund	585	485	16.98
Dresden	547	450	15.75
Düsseldorf	615	440	15.40
Essen	582	480	16.80
Frankfurt/M	742	460	16.10
Hamburg	1,821	470	16.45
Hannover	533	480	16.80
Köln	1,077	475	16.63
Leipzig	575	460	16.10
München	1,470	490	17.15
Nürnberg	513	467	16.35
Stuttgart	630	420	14.70

都市名	人口(千人)	2018年の乗率(%)	2018年度の実効税率(%)
Mannheim	304	430	15.05
Wiesbaden	278	454	15.89
Offenbach	125	440	15.40
Hanau	96	430	15.05
Heidelberg	160	400	14.00
Eschborn	30	330	11.55
Rüsselsheim	62	420	14.70
Duisburg	498	520	18.20
Neuss	153	455	15.93
Krefeld	227	480	16.80
Mönchengladbach	261	490	17.15
Leverkusen	163	475	16.63
Wuppertal	353	490	17.26
Willich	51	439	15.37

一般的な税務手続の概観



欠損金の取り扱い

欠損金の繰戻し

- 当期欠損金を**1,000,000ユーロ**まで前年の課税対象所得と相殺可能
- 営業税には制度が存在しない

欠損金の繰越

- 法人税法上も営業税法上も欠損金の繰越が認められている
- 税務上の損失がある場合、繰越可能欠損金に対する査定書が発行される

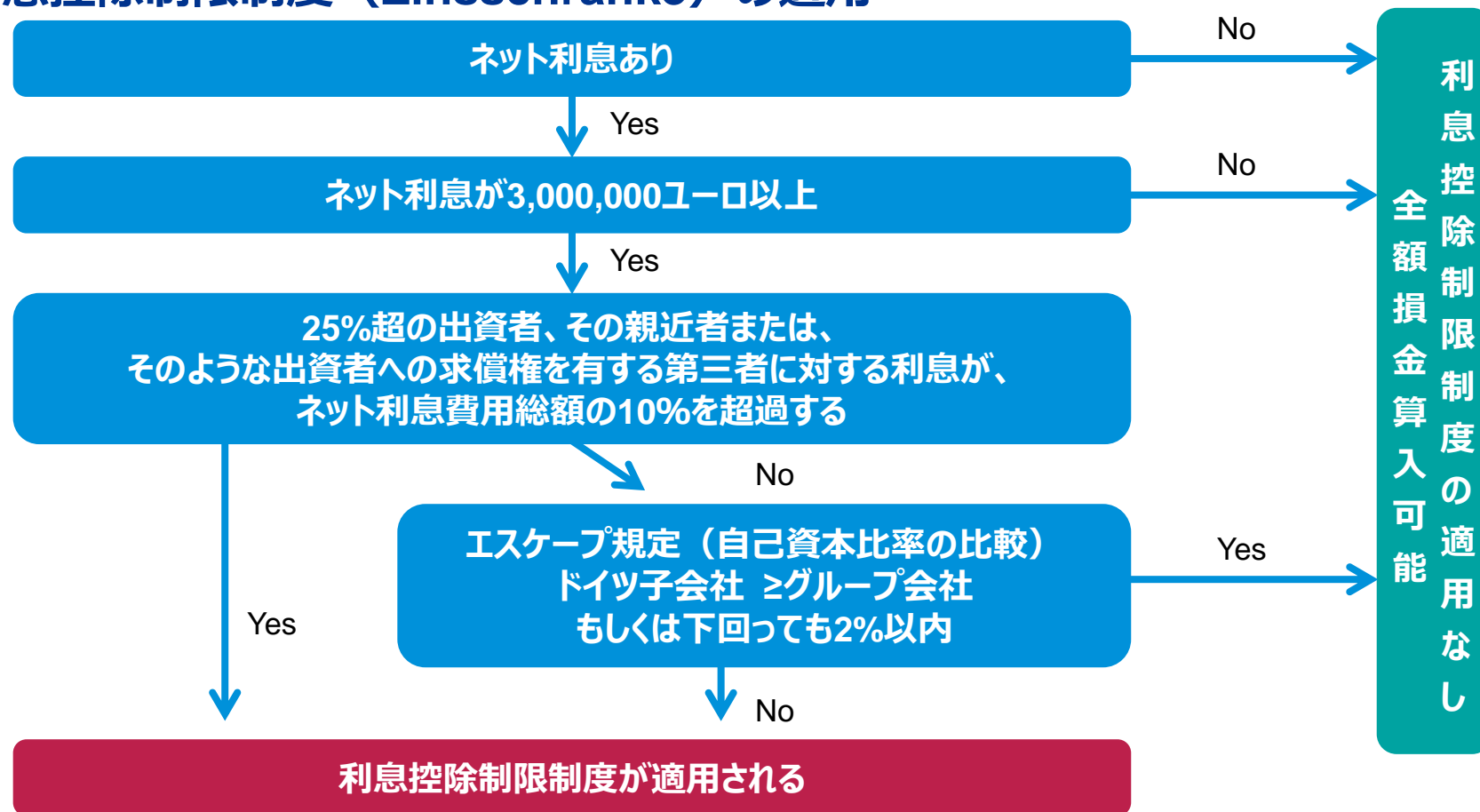
繰越欠損金と課税対象所得の相殺

- **1,000,000ユーロ**までは当期の課税対象所得と無条件に相殺可能
- それを超える課税対象所得のうち60%まではさらに相殺可能
- 残りは繰越欠損金として翌年へ繰り越される

商法上の損失額でなく“課税対象所得の算出”で
導き出された税務上の欠損金が対象

利息控除制限制度

利息控除制限制度（Zinsschranke）の適用



利息控除制限制度

条件

- **ネット利息** = 支払利息 – 受取利息
- ネット利息がプラスの場合（つまり**支払利息が受取利息より多い場合**）、損金算入に対して制限が加わる。
- ネット利息のうち**EBITDA**（Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortization：利息、税金、減価償却費および償却費考慮前の課税所得）の**30%までは損金算入**できる。
- 損金算入できなかったネット利息は第2ステップで課税所得に加算され、税務署により査定され、翌年へ繰越される。
- ネット利息がEBITDAの30%を下回る場合、相殺可能EBITDAの繰越も、税務署の査定に基づき可能（最長5年）。また、組織再編や事業の売却などの場合、相殺可能EBITDAが消滅することがあるので注意。

適用除外条件

- ネット利息が0以下の場合（つまり**受取利息が支払利息より多い場合**）。
- 適用除外限度額規定
 - ネット利息が**3,000,000ユーロ未満**の場合、全額損金算入可能（すでに会計上、受取利息も支払利息も考慮されているので変更の必要なし）。
 - 控除枠ではないので注意。
- **グループ企業規定（エスケープ規定）**
 - 自己資本比率をグループの連結財務諸表の自己資本比率と比較し、同等もしくは上回っていること。自社の自己資本比率が下回っていたとしてもそれが2%以内であればOK。
 - 自己資本比率の比較には基本的にIFRSが適用される。
 - 25%超の出資者、その親近者、またはこれらの者に対し求償権を有する第三者に支払われる利息が、ネット利息の10%を超えない場合。

税務調査における典型的な指摘事項

下記は最近の税務調査において指摘されている事項のため、特に留意が必要と考えられる。

一般的事項	金融取引関連	引当金関連	移転価格関連
<ul style="list-style-type: none"> — 売上税（VAT） – イン プットTaxの控除 / 請求書の必要要件 — 源泉税（特にライセン スフィー / ロイヤルティー に係る“サービス”の性質 やその解釈について） — 在庫の（再）評価など について — 第三国への記帳事務 移転について（例： データサーバーのドイツ 国外への設置） — 接待費や贈答品費用 等に係る損金不算入 項目について 	<ul style="list-style-type: none"> — 営業税における債務 利息等の加算項目に ついて — （グループ内における） 債権放棄について — ファクタリング取引や リース取引について 	<ul style="list-style-type: none"> — リストラ費用（損金 算入の可能性 / 価値 評価 / 資産化の可能 性）について — 偶発損失の取り扱いに ついて — 年金スキームについて 	<ul style="list-style-type: none"> — グループ内サービス / マネジメントフィー — 商品販売における利益 率とグループ内取引 価格の関係 — グループ内資産譲渡 取引（のれん含む） — 移転価格文書化の 十分性 — 日本人駐在員の雇用 費用について — 組織再編および組織 再編費用の資産化 （特に機能の移転を 伴う場合）

税務調査における典型的な指摘事項

その他の税務調査について

賃金税調査

- 給与所得からの源泉徴収に対する調査、通常4年ごとに実施される。
- 一般的な税務調査とは別に賃金税調査として独立して行われる。
- 駐在員の所得には特に重点が置かれている。
- 追徴額が多い場合には源泉徴収義務違反に対し取締役個人にペナルティーが科される。

関税調査

- 輸入されて商品に対する適正な課税が行われたか確認される。
- ドイツ売上税の調査とは別に関税調査として独立して行われる。
- EU内では商品を持ち込んだ国の税関次第で判断が分かれることがある。

ドイツ売上税特別調査と売上税抜打ち調査

- 特定の期限はなく、税務署の関心次第で随時行われる（申告額の変化に税務署が注意を払っている）。
- 調査対象期間は最低1ヵ月から数ヵ月や1年に及ぶこともある。
- 本格的な調査ではなく予備調査的な位置付けのため、この調査が行われた機会に再度、本調査が入ることも一般的である。



Thank you for your attention!

Any questions?



Appendix

KPMGドイツの紹介

KPMG in Germany - Our Offices

ドイツのKPMG

With **25 offices** we are
always located close to our
customers.

貴社の近くにKPMGの事務所があります
(ドイツ6地域：25カ所)



● GJPが設置されている事務所

Our Services for you - Audit

貴社へのサービス – 監査業務

Audit – 監査業務

- 証明業務
- 監査／レビュー
個別および連結財務諸表、レポーティング
パッケージ（年度および四半期）
- 商事会社／銀行および保険会社
- ドイツ会計基準
- 米国会計基準
- 国際財務報告基準
- 内部統制監査（米国および日本）

Our Services for you - Tax

貴社へのサービス – 税務サービス

Tax – 税務サービス

法人税務サービス

— 税務アドバイス、税務戦略／税務申告、異議申立／税務調査支援／経理記帳サービス

国際法人税務サービス

— 海外投資、組織変更の税務戦略アドバイス／税負担最小化／税務的立地条件比較分析

グローバル移転価格サービス

— 移転価格、バリューチェーン分析／事前確認、相互協議／文書化

間接税制 (VAT)／関税 (Customs)

— 売上税・付加価値税・VAT／関税／AEO (Authorized Economic Operator)

国際的幹部スタッフサービス／人事サービス

— 個人所得税／国際的スタッフ派遣／社会保険制度／国際的人事アドバイス／給与計算

M&A税務サービス

— 税務デューデリジェンス／税務分析

タックスマネジメントサービス

— ITおよび業務プロセスに関連した税務リスクアドバイス／税務当局のデータ・アクセス対策

その他の税務アドバイス

— 金融業税務サービス
— 保険業税務サービス
— 一般税務サービス
— 国際個人資産サービス

Our Services for you - Advisory Services

貴社へのサービス – アドバイザリーサービス

Consulting – コンサルティング

- ターゲット・オペレーティング・モデル
戦略 & 実行
- 収入の増大 & コストの最適化
- 人材の変革および解決
- タレント・マネジメント
- サプライチェーン・マネジメント & 調達
- シェアードサービス外部委託アドバイザリー
- ディール実施後サービス
- 会計 / 報告調整
- 会計基準変更
- 継続的な監査 / モニタリング
- フォレンジック
- 決算早期化 / 決算期変更
- サステナビリティ
- IT 戦略 & アウトソーシング
- ビジネス・インテリジェンス & 業績管理
- 財務リスク & コンプライアンス
- 運転資金およびキャッシュ・マネジメント
- 法規制の順守
- リスクマネジメント / 内部監査 / 内部統制
- データ・セキュリティおよびプライバシーの保護

Our Services for you - Advisory Services

貴社へのサービス – アドバイザリーサービス

Transaction & Restructuring – トランザクション & リストラクチャリング

コーポレート・ファイナンス

- 合併 & 買収
- 評価
- 不動産
- 債務アドバイザリー

リストラクチャリング

- 経営& 財務再編
- リロケーション & 出口戦略
- 余剰管理

トランザクション・サービス

- 買い手側に対するアドバイス
- 売り手側に対するアドバイス
- 戦略的ビジネス情報
- 組織統合

Our Services for you - Legal Services

貴社へのサービス – 法務サービス

Legal Services – 法務サービス 法務サービスは、KPMG 弁護士法人により提供されます

会社法

— 会社組織 / 資本調達とキャッシュ・プーリング / コーポレート・コンプライアンスとガバナンス / 株式公開 – 新規公募 / 第二公募

M&A

— 買収および会社譲渡 / リーガル・リスク・マネジメント / デュー・ディリジェンス / 株式購入契約 (契約締結サポート) / 取引の管理 / 提携および合併の仲介 / 清算の管理 / 合併後の統合

未公開株式とベンチャーキャピタル

— バイ・アウト / バイ・イン / ファンドの設定 / メザニン型資金調達 / 経営参加のシステム化 / リスク分担 / 退去計画

ファイナンス

— 買収のファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化 およびストラクチャード・ファイナンス / デリバティブおよび金融 商品 / 銀行借入 および信用取引のシステム化

競争 / 独占禁止

— ヨーロッパとドイツの合併統制 / 支配濫用に関する諸規則 / 経営政策の展開 / 公的調達 / 国庫補助

雇用

— 雇用契約の作成 / 従業員の再組織とリストラ / 退職計画 / 社会計画に関する交渉 / 集団雇用法 / M&Aにおける雇用問題 / 年金 / 訴訟と調停

Contacts

Jörg Grünenberger
ヨーク・グリーンベルガー

Partner Tax
Head of
Global Japanese Practice Germany

T +49 211 475-6404
jgruenenberger@kpmg.com

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Tersteegenstraße 19-23
40474 Düsseldorf

Kenichi Koyama
神山 健一

Senior Manager
International Tax
Global Japanese Practice

T +49 69 9587-1909
kkoyama@kpmg.com

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
THE SQUAIRE, Am Flughafen
60549 Frankfurt/Main

Yusuke Okamoto
岡本 悠甫

Senior Manager
Global Japanese Practice

T +49 211 475-6178
yokamoto1@kpmg.com

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Tersteegenstraße 19-23
40474 Düsseldorf



[kpmg.de](https://www.kpmg.de)

[kpmg.de/socialmedia](https://www.kpmg.de/socialmedia)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The name KPMG and the logo are registered trademarks of KPMG International